「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」 (医療観察法)

医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針

厚生労働科学研究研究費補助金 障害者対策総合研究事業(精神障害分野) 「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」 (研究代表者 五十嵐 禎人)

成果報告

はじめに

平成17年7月15日に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下「医療観察法」)が施行され、すでに6年の月日が経過した。医療観察法の運用についてはいろいろな評価が可能であろうが、指定入院医療機関の整備が進み、全体としては施行直後の混乱期を過ぎ、一定の方向性が確立されつつある状況にあるといえよう。しかし、一部の事例の処遇に関しては、問題が生じている。そうした問題の生じる背景の1つに、医療観察法による医療の必要性の判定に関して、医療観察法鑑定を行う精神科医や精神保健審判員の評価と指定医療機関、特に指定入院医療機関において多職種協働チームによって行われる綿密な評価との間に齟齬が生じる事例の存在がある。

医療観察法鑑定入院は医療観察法による医療の導入部にあたるにもかかわらず、その法的位置づけはあいまいなままである。指定医療機関における医療に関しては厚生労働省・法務省による公的な処遇ガイドラインが存在しているが、医療観察法鑑定に関しては、厚生労働科学研究班による「医療観察法鑑定ガイドライン」と司法精神医療等人材養成研修企画委員会による「医療観察法鑑定入院における治療・処遇等ガイドライン」しか存在していない。医療観察法鑑定入院が円滑にかつ適正にすすめられることは、その後の入院医療、通院医療に対してよい影響を及ぼし、法の目的とする対象者の社会復帰の促進に資するものである。そのためには、医療観察法鑑定入院においても医療観察法による医療の理念を活かした「医療及び観察」が行われる必要がある。

本医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針は、私が研究代表者として活動を行ってきた厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業 (精神障害分野))「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」の研究成果報告の一部である。

鑑定入院医療機関に対する調査の結果などを踏まえ、多職種協働チームによる医療観察法鑑定書の作成と普及のために、医師(鑑定医、主治医)、看護師、作業療法士、臨床心理技術者のそれぞれの役割や課題を明確化した「医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針」を策定した。なお、策定の過程では、研究班全体での討議も行った。

本指針は、厚生労働省や法務省の策定した「ガイドライン」とは違って、この指針の通りに医療観察法鑑定を行わなければならないということではない。

しかし、医療観察法鑑定の質の向上と適正化のためには、この指針にしたがって医療観察法鑑定入院が行われることが望ましいという点では、意見の一致を みており、ここに公表するものである。

本指針がこれからの医療観察法鑑定に従事される方々の参考となれば幸甚である。

平成 23 年 9 月 15 日

「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」 研究代表者 五十嵐禎人

医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針

平成23年3月策定

厚生労働科学研究こころの健康科学研究事業 「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」 分担研究「鑑定業務の教育研修に関する研究」

分担研究者: 五十嵐禎人(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

1. はじめに

本医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針(以下、本稿という)は、 医療観察法の規定に基づき鑑定入院した患者の診療を行うにあたり、鑑定入院医療機 関の職員が心得ておくべき事項について網羅的に記載したものである。

2. 医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針について

(1) 用語の定義

本稿では、下記のように用語を定義して記述するものとする。なお、法律用語等に関して本稿では理解のためにあえて細部を割愛したところもある。より精確な定義については個別成書等を参照されたい。

- 医療観察法:「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察 等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)」のこと。
- 精神保健福祉法:「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律 第 123 号)」のこと。
- 対象者:心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったことにより医療観察法の対象として検察官の申立ての対象となった者のこと(医療観察法第2条第3項)。 特に本稿では、鑑定入院する患者を指す。
- 鑑定:対象者が医療観察法による医療を受けるべきか否かを調べること。なお、 一般に「鑑定」とは学識経験者による科学的な評価のことを指し、司法精神医 学分野では刑事責任能力鑑定のことを単に鑑定と略すことが多いが、本稿では 上述の意味で鑑定という用語を用い、刑事責任能力鑑定については原則として 扱わない。
- 鑑定入院:対象者を鑑定その他医療的観察のために入院させること。(医療観察法第34条等)。なお、一般的には刑事訴訟法第167条等に基づき行われる鑑

定留置のことを「鑑定入院」と称することもあるが、本稿ではこの意味では用いない。

- 鑑定入院医療機関:対象者を鑑定入院させるための施設として取り決められた 精神科病院(総合病院の精神科病棟を含む。以下同じ)のこと。
- 裁判所:事件を管轄する地方裁判所のこと(医療観察法第3条)。なお、対象者の処遇を決定するために結成された、裁判官1名と精神保健審判員1名による合議体のことも本来「裁判所」と称する(医療観察法第11条)が、紛らわしいので本稿ではこれを「合議体」と称する。
- 精神保健審判員:裁判官1名とともに対象者の処遇決定に携わる合議体の一員 として指定された精神科医のこと(医療観察法第6条)。
- 精神保健参与員:対象者の処遇決定にあたり意見を問うために合議体が指定した精神保健福祉の専門職のこと(医療観察法第15条)。
- 鑑定医: 鑑定入院した対象者の鑑定を行うよう裁判所に命令された医師のこと (医療観察法第37条)。
- 保護者:精神障害者に適切な医療を受けさせ、その人権を守る役割を持つ者のこと(精神保健福祉法第 20 条第 1 項等)。
- 付添人:鑑定入院中の対象者の人権を守るために選任された弁護士のこと(医療観察法第30条)。
- ガイドライン: 医療観察法制度の適切な運用のために策定された種々の指針のこと。これまで行政文書や学術団体等によるガイドラインが複数公表されているが、それらについては個別に名称を述べる。
- (2) 医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針の性質

本稿は、鑑定入院において対象者の診療に携わる者が参照することにより、鑑定 入院を円滑かつ適切に遂行することを目的に策定されたものである。本稿はあくま でも研究の成果物であり、したがって本稿に法的拘束力はなく、鑑定入院に関与す る者が本稿を遵守することを義務づけられるものではない。

(3) 医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針の策定経過 本稿は下記の経緯によって策定された。

そもそも鑑定入院は、医療観察法第 34 条等にその名前が記載されているのみで、その実態、すなわち鑑定入院中に誰が何をするのか、鑑定入院中の対象者の処遇や医療内容はどうあるべきなのかについては、まったく規定されていなかった。鑑定入院のあり方に言及した法令は現在も存在せず、厚生労働省通知(医療観察法に基づく鑑定入院医療機関の推薦依頼について(平成 17 年 3 月 24 日障精発第 0324001号))において精神保健福祉法に準拠した医療が提供されればよいとされ、「司法精神医療等人材養成研修企画委員会」による「医療観察法鑑定入院における治療・処遇等ガイドライン」が示されているのみである。

上記の事情から、鑑定入院のあり方については、「かくあるべし」という理念がもとからあったわけではなく、医療観察法制度が施行されてから鑑定入院の現場の試行錯誤により鑑定入院のセオリーが模索されてきた。そのような混乱の中で、鑑定入院のあり方を巡っていくつかの先行研究が行われている。

例えば、平田らは鑑定入院の実態を多角的に調査したうえで、適正な鑑定入院のあり方を提言する試みを行い(平成 18~20 年度厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「鑑定入院における医療的観察に関する研究」)、「鑑定入院医療機関が満たすべき医療水準」の策定と、その達成度の検証を行うとともに、鑑定入院中の医療内容と鑑定医による処遇判定に関する不均質の存在を指摘した。また五十嵐らは司法精神医学の知識や医療観察法の実務に詳しい精神科医の意見を集約し、鑑定入院のあり方に関するエキスパートコンセンサスを作成した(平成 20~22 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)「鑑定業務の教育研修に関する研究」)。

我々は、これらの先行研究その他の文献的レビューに加え、医療観察法施行当初より鑑定入院に先駆的に取り組んできた国立精神・神経医療研究センター病院、国立病院機構肥前精神医療センター、国立病院機構琉球病院、東京武蔵野病院等での実地調査を行い、さらに鑑定入院における看護師やその他コメディカルスタッフの役割に関する新たな調査結果を踏まえ、鑑定入院における診療のあり方を網羅的に記述することを通して、本稿の策定に至ったものである。

(4) 医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針の利用方法

本稿は、鑑定入院の実務に携わる者が、その診療を円滑かつ適切に進めるために 利用することを期待して策定されたものである。

本稿の利用に当たっては、鑑定入院に携わる多職種の各々が本稿を事前に熟読し、利用者の所属施設の性質や規模等を勘案し、本稿の外的妥当性を検証したうえで、その採否を検討すべきである。

本稿を採用する場合、鑑定入院を受け容れる以前から、鑑定入院医療機関において対象者に接する機会のある者すべてが本稿に一通り目を通しその内容を理解している必要がある。本稿は鑑定入院中に何らかの問題が発生した際にマニュアル的に参照するには適さない。

(5) 免責事項

本稿は研究成果物であり、政府の公式見解を示すものではない。鑑定入院中の何らかの問題をきたした際に、本稿を遵守していたとしてもそれが免責の理由となるわけでない。逆に、本稿を遵守することにより鑑定入院中に何らかの問題をきたしたとしても本稿の策定者は一切の法的責任を負わない。

3. 鑑定入院の目的

医療観察法第34条等によれば、鑑定入院とは、鑑定その他医療的観察のために行われる。対象者はこの鑑定の結果を基礎として合議体による審判に付され、医療観察法による医療を受けるか否かについて決定を下されることになる。このように、鑑定入院とは医療観察法による審判の一過程であることから、その目的は「適正な審判に資する鑑定結果を導き出すこと」であるといえる。

他方、鑑定入院のもう一つの目的である医療的観察とは何か。医療観察法逐条解説によれば、「対象者を入院させてその言動や病状、治療に対する反応等を医療的見地から日常的かつ継続的に観察すること」がその法解釈であるという。しかし、法学上は上記のように謙抑的な表現に留まるものの、対象者を臨床的に観察するに当たっては以下の視点も必要である。すなわち、鑑定入院医療機関に在院している対象者は基本的には精神障害者であり、かつその病状の影響で他害行為に及んだ患者なのであって、精神科急性期医療を必要とする状態にある。セルフケアを含めた自己管理能力が衰えている対象者も多く、他の身体合併症を患っている場合もある。入院施設にとってみれば、現に入院している患者に対して可能な限りの支援を行うことがその責務であることは言うまでもない。また、医療観察法の目的は対象者の社会復帰を促進することである(医療観察法第1条)ところ、審判の一過程に過ぎない鑑定入院の段階においても、その理念を忘れるべきではない。上記の視点に鑑みると、鑑定入院中の患者に医療を提供しその状態を改善させることも、鑑定入院の目的にかなうものと考えるべきであるう。

このように、鑑定入院の目的は「適切な審判に資する鑑定結果を導き出すこと」と「対象者を観察しつつ社会復帰支援に資する適切な診療を行うこと」であるといえる。しかしながら、臨床場面においてこれらを両立させることにはいささかの困難を伴うことがあることが指摘されている。鑑定としての側面を重視し過ぎると、対象者の病状評価ばかりに目が行き、治療や社会復帰支援がおろそかになるし、社会復帰支援に傾倒すれば、治療者的視点から逃れられなくなり、対象者の病状を冷静に見定めることが困難となる。本稿では、二者択一ではいずれも最終的に対象者の不利益につながるとして双方の融和の必要性を強調する。

具体的には、鑑定医等の面接による対象者の鑑定結果を鑑定入院医療機関の医療従事者にフィードバックし、対象者の病状をより深く理解することによりその社会復帰支援を進めやすくすることや、対象者をケアし自立性を高める目的でその行動拡大を図り、その結果対象者がどのように反応したかを鑑定医にフィードバックすることにより鑑定をより精緻に行えるようにする等、いわば狭義の「鑑定」と広義の「医療的観察」を双方向的に連携させることが重要である。そのような連携が、より精確な鑑定により適切な審判結果を導き出すとともに、対象者の社会復帰支援を早める結果を生むことになるのである。

4. 鑑定入院の性質

鑑定入院とは、法的には対象者に対する裁判官の命令による在院の強制であり、司法的処分としての性質を有している。精神保健福祉法による措置入院とはかなり性質が異なるものの、対象となる患者の病状や入院までの経緯はやや類似しており、医療者の側からすると措置入院患者を受け容れるのと同様の慎重さや緊迫感をもって処遇に当たることになる場合が多い。

前述のように鑑定入院の目的は通常の入院医療とはやや異なるところもあり、また入院期間が $2\sim3$ ヶ月以内に制限されている(医療観察法第34条第3項等)ことも特徴的である。このため、鑑定入院に当たっては入院当初から鑑定入院の終了時期を見据えた目標設定に基づき診療に当たることが重要である。

他方、鑑定入院といえども入院には相違ないわけであり、特段の事情がなければ対象者を他の患者と差別化して処遇すべき合理性はない。通常の診療で行うべきことは鑑定入院でも行うべきであり、通常の診療で行うべきでないことは鑑定入院でも行うべきでない。

5. 鑑定入院医療機関が満たすべき要件

鑑定入院医療機関は、医療観察法その他の法令に定義された特定の施設形態ではなく、対象者を鑑定入院させる精神科病院という機能的分類に過ぎない。このため、鑑定入院医療機関それ自体に定義や基準が制定されているわけではない。医療観察法施行にあたり、精神保健福祉法上の措置入院指定病院を原則として、都道府県の調査に基づき厚生労働省が鑑定入院先の候補となる医療機関をリストアップし、裁判所等に情報提供しているのが現状である。

とはいえ、鑑定入院を円滑かつ適切に行うためには、鑑定入院医療機関にも一定の 水準が要求されることも事実である。例えば、精確な精神科診断のためには、対象者 の行動制限を緩めてその行動や対人関係における反応を多職種により多面的に観察す ることや、ある程度高密度の精神療法的アプローチを行い対象者の柔軟性や治療意欲 を評価することにより治療反応性を見極める必要がある。平田らは「法定又は準法定 基準」「医療的又は倫理的に必然的な基準」「司法精神医療的基準」「達成可能基準」に より抽出した「鑑定入院医療機関が満たすべき水準」の策定を行い、さらにその達成 度について全国調査を行っている。

ここではそれらの結果を踏まえ、鑑定入院医療機関が備えるべき具体的な水準の目安を示す。

(1) 鑑定入院医療機関の構造

- 公立病院であるか、措置入院指定病院であること。
- 臨床研修指定病院であること。
- 行動制限最小化委員会が設置され、入院患者の行動制限の最小化を図るために

定期的な検討が行われていること。

○ 身体合併症に対応可能な診療体制または連携体制を確保していること。

(2) 鑑定入院医療機関の人員

- 精神保健判定医又はそれと同等以上の学識経験を有する医師が 2 名以上常勤 していること。
- 精神保健参与員候補者又はそれと同等以上の学識経験を有する精神保健福祉 士が1名以上常勤していること。
- 入院患者 16 名あたり常勤換算で 1 名を超える医師が勤務していること。
- 作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者が勤務しており、多職種チーム を組織できる体制にあること。

(3) 対象者を鑑定入院させる病棟の構造及び人員

- 入院患者 13 名あたり常時 1 名の看護職員が勤務していること。
- 対象者が無断退去することを予防出来る構造を有していること。
- 複数の出入口を有する検査室を備えていること。
- ホースのないシャワーを備えていること。
- テレビや新聞等のアメニティを備えていること。
- 対象者の処遇に関わる職員は、医療観察法に関する研修を受けていること。

6. 鑑定入院における処遇

(1) 対象者に対する診療の原則

鑑定入院において対象者を診療するにあたっては、基本的には通常の精神科医療同様に対象者に必要十分な医療を提供することが求められる。また、対象者の行動制限等に当たっては、別に特段の定めのない限り、精神保健福祉法における基準や手続に準拠してこれを行うこととされている。いずれにせよ鑑定入院中の治療・処遇等を行うにあたり、対象者の人権擁護に十分に配慮することは必須である。

ほとんどの対象者は急性期の精神症状を有していると考えられるため、鑑定入院においては、精神科急性期薬物療法を中心とする科学的合理的な範囲の精神科医療が必要十分に提供される必要がある。

なお、鑑定入院中の医療に関する誤解のひとつとして、「対象者の精神状態を調べるためには、その状態を変えない方が良いから、治療を積極的に行うべきでない」というものがあるが、この意見はエキスパートコンセンサスによって明確に否定されている。鑑定入院における医療とは前述のように鑑定と治療の相互連携であり、治療が進み対象者の精神状態が改善することにより、対象者との面接内容を深めその精神状態をより精緻に評価することが可能となるのである。他方、鑑定その他医療的観察と直接関係のない医療行為(例えば、緊急を要さない歯科治療等)については、対象者の意見を尊重したうえで、必要十分にこれを提供することが求められる。

なお、対象者の希望する内容の医療であっても、鑑定医が鑑定を阻害する医療行為であると判断した医療行為については、これを行ってはならない。これは鑑定入院の目的が鑑定にあるためである。ただしそのような事態は実際には稀であろう。

鑑定入院中に提供されるべき治療は薬物療法のみではない。「医療観察法鑑定入院における治療・処遇等ガイドライン」では、鑑定入院期間が限定されていることから、鑑定入院での治療は薬物療法が中心になると述べているが、実際には対象者に対する心理社会的アプローチについても必要十分に実施することが求められる。これも対象者の治療反応性を見極める上で重要な役目を果たすともに、対象者の社会復帰を促進する結果につながる。ただし、対象者に自身の他害行為を振り返らせる、いわゆる直面化技法を鑑定入院中に行うのは、対象者にとって過剰な負担を負わせることになるかもしれず、その是非についてはエキスパートコンセンサスも成立していない。他方で、他害行為を全く取り上げないというのも推奨されない。仮に患者が自身の他害行為に対する何らかの情動を表現したときには、対象者の混乱を受け容れ、情動の流れを記録し、批判的にならないことが重要であろう。

(2) 対象者に対する説明と告知

医療観察法は、刑事訴訟法や精神保健福祉法と密接に絡み合った制度であり、その運用形態は単純ではない。さらに、対象者は精神障害に加えて他害行為を行った直後であることが多く、少なからず混乱している。このため、対象者に対して医療観察法制度や対象者の現在の立場等に関する明確な説明を早期に行うことは、その後の混乱を予防する上で重要である。

対象者に対する説明は極力文書により行うべきであるが、精神保健福祉法の入院 とは異なり鑑定入院では入院に関する説明文書の様式は公的に規定されていない。 このため、厚生労働科学研究班により作成されたモデル文書を、それぞれの鑑定入 院医療機関の実情に合わせて適宜改変したものを用いるのが良い。

対象者の行動を制限する場合には、対象者に対し、行動制限を行う旨とその理由 について文書で告知することが必要である。

(3) 対象者に対する行動制限

医療観察法では鑑定入院中の行動制限に関して規定を設けていない。厚生労働省通知(要文献)によれば、鑑定その他医療的観察に必要欠くべからざる範囲における行動制限は認められており、具体的には精神保健福祉法のそれと同様の行動制限であれば問題は生じないとされている。すなわち、身体的拘束または12時間を超える隔離の必要性の判断については、精神保健指定医がこれを行うことが求められる。また、通信・面会等については、主治医等が、鑑定その他医療的観察のうえで制限が必要と判断した場合や、対象者の病状等精神医学的観点から制限が必要と判断した場合に限られるべきである。信書の発受の制限は原則として行うべきではない。対象者宛の荷物・封筒等に刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される場合

には、対象者によりこれを開封させ、異物を取り出した上で対象者に渡し、診療録 にその旨を記載するべきである。

対象者の隔離を行うのは、医療又は保護を図る上で隔離が必要と判断した場合に限るうえ、隔離による拘禁反応等が鑑定その他医療的観察を阻害するおそれがあることに留意し、適宜観察を行い、隔離が必要とはいえないと判断された場合は、速やかに隔離を解除することが求められる。また、隔離が必要と判断される場合にあっても、主治医等の付き添いにおいて一時的な開放時間を設けるなど、柔軟な対応を図ることが必要である。

対象者の身体的拘束を行うのは、精神保健指定医の診察の結果、対象者の医療又は保護を図る上で身体的拘束が必要と判断した場合に限るうえ、身体的拘束による拘禁反応等が鑑定その他医療的観察を阻害するおそれがあることに留意し、適宜観察を行い、身体的拘束が必要とはいえないと判断された場合は、速やかに身体的拘束を解除することが求められる。また、身体的拘束が必要と判断される場合にあっても、主治医等の付き添いにおいて一時的な拘束解除時間を設けるなど、柔軟な対応を図ることが必要である。

鑑定入院中の対象者に対する行動制限については、鑑定入院医療機関における行動制限最小化委員会での検討対象とすることが必要であり、鑑定入院だからといって対象者を別個に扱うべきではない。なぜなら、対象者の行動制限の判断はあくまでも医療又は保護を図る上での必要性に基づくものであるためである。要するに、行動制限に関する意志決定に関しては鑑定入院中の対象者も一般の精神科入院患者と同じ適正手続によるべきであり、このことはエキスパートコンセンサスにもなっている。

エキスパートコンセンサスによると、隔離や拘束は、他の患者への直接的な暴力、 職員への暴力の脅し、病棟の器物を破壊する、明らかな意図を持った自殺企図、衝動的な自己破壊行動の状況下で考慮されることが推奨されている。この点は精神保 健福祉法下の医療と同様であろう。

(4) 医療行為に関する対象者の同意の取扱い

鑑定入院医療機関の医療者は、対象者に医療を提供するにあたり、実施する医療内容とその必要性について説明を行い、可能な限り対象者の同意を得るように努めることが求められる。強制的な入院だからといって医療行為をすべからく強制することが許されるわけではない。これは措置入院等でも同様である。

ただし、臨床現場においては、強制的な医療が必要なこともしばしばある。患者が生命の危機に瀕している場合はもとより、昏迷や精神運動興奮などでは治療を行わなければ隔離・拘束が長期化しかえって患者の健康を損ねるであろうし、幻覚妄想状態で服薬を拒絶している際には強制的に投薬を行わねば病状の改善が見込まれず、結果的に精確な鑑定に悪影響を及ぼしたり、患者の社会復帰を遅延

させたりすることになることもある。

このため、治療行為について十分な説明を行ったにも関わらず、対象者の同意が得られない場合については、主治医等は、鑑定その他医療的観察に必要と考えられる範囲の治療についてのみこれを行うことが認められる。この点はエキスパートコンセンサスにもなっている。

なお、「必要と考えられる範囲」について明確な規定はなく、厚労省通知によれば、通常の精神保健福祉法による医療と同様の内容であれば問題は生じないとされている。

したがって、単に対象者が治療を拒んでいるというだけの理由で一切の治療を 行わないという考え方には妥当性がない。

他方、治療が緊急を要しない程度の病状である対象者に対しては、強制的な治療の実施には慎重を要する。例えば、病識欠如のために治療を拒否しているがあまり攻撃的でない患者への介入としては、患者への説明と説得のみがエキスパートコンセンサスとして推奨されており、強制的な投薬は第一選択にはなっていない。

なお、将来的には鑑定入院医療機関内にも、現在指定入院医療機関に設置されている(入院処遇ガイドライン)ような、強制的な治療の妥当性を評価する委員会を設置すべきであろう。

(5) 特殊な治療について

ここでは、電気けいれん療法及び持続性注射製剤による治療について述べる。

電気けいれん療法は薬剤抵抗性の一部精神疾患に対し高い有効性と安全性を有する治療技法であり、精神医療の現場では適応を吟味した上で治療選択肢のひとつとして考慮されており、それは司法精神医療分野でも同様である。しかし、鑑定入院下においては、健忘等の副作用を生ずることにより、対象者が事件当時を振り返ることが困難になるおそれがある。このため、通常の精神医療に比べて電気けいれん療法のデメリットは高いと考えるべきである。平田らは、電気けいれん療法を行うのは対象者の生命等を守るため緊急に行う必然性があると主治医等が判断し、若しくは鑑定のために実施が必要不可欠であると鑑定医が判断した場合に限ることとしている。鑑定入院中の電気けいれん療法の是非についてはエキスパートコンセンサスも成立していない。

持続性抗精神病薬注射による治療は、怠薬傾向にある統合失調症患者を中心として古くから用いられており、近年では新規抗精神病薬の注射製剤も認可されるなどその適応も拡大しつつある。司法精神医療の分野でも持続性注射製剤の利用は積極的に検討されている。ただし、鑑定入院下においては、持続性注射製剤の使用により数週にわたり持続的に対象者の精神状態を変容させることから、鑑定結果に影響を与えるおそれがあり、また重篤な副作用が遷延する危険性から適応

には慎重な判断が求められるべきである。そもそも鑑定入院中の対象者は急性期の病状にあることが多く、投薬内容は状態に応じて柔軟に変更される必要があり、また入院中であるから服薬コンプライアンスは原則的に保たれるので、持続性注射製剤を導入するにはなじまないであろう。例外的に、対象者が以前にその投与を受け長期に安定していた履歴がある等の状況から対象者への投与に関する有効性及び安全性が確立していると主治医等が判断し、若しくは鑑定のために投与が必要不可欠であると鑑定医が判断した場合には、鑑定医の許可を得たうえで持続性注射製剤の投与を行うことも認められる。

7. 多職種チームについて

(1) 多職種チームとは何か

多職種チームとは multiple-disciplinary team の訳語であり、概念的には、様々な専門領域を有する複数の人員が多彩な視点から議論し協働して問題解決に当たる取り組みを指す。一般的には多職種連携に近い意味合いで用いられるが、各々の職種が単に役割分担するのではなく、ある一定の目的意識を持って様々な視点から議論し、最終的なゴールを目指すために協働する点に特徴がある。

(2) 鑑定入院において多職種チームを結成する意義

医療観察法の指定入院医療機関及び指定通院医療機関における医療では多職種 チームが採用されている(入院処遇ガイドライン、通院処遇ガイドライン)。本稿で は、鑑定入院においても多職種チームの採用を推奨する。というよりも、鑑定入院 のような環境でこそ多職種チームによる医療を行わねばならない。

それは、生物心理社会モデルに基づく多面的な医療はもとより、鑑定入院の目的が狭義の「鑑定」と広義の「医療的観察」であり、評価と治療、観察と介入、現在の状態の把握と未来の社会復帰支援という、時に相克するおそれのある複合的な目標達成を求められるためである。これらは一名の医師で担うのは相当に無理のある業務であろう。

多職種チームによるカンファレンスは対象者に関する複眼的な理解を助け、情報不足を補う。例えば、看護師による 24 時間にわたる対象者の観察は、鑑定医による面接での所見を裏付け、疑問を解消する役割を果たす。具体的には対象者が自らの精神症状をねつ造若しくは隠蔽しようと試みた場合、鑑定での面接のみに依拠して病状を判断すると、事実を見誤るおそれがあるが、昼夜を通してねつ造若しくは隠蔽が果たされるおそれはより低くなる。

とりわけ、対象者の鑑定の責任者である鑑定医は、対象者の治療に直接携わらず、 治療者である主治医を別に選定し、鑑定医と主治医が折に触れ意見交換を行いなが ら鑑定を進めるべきである。小高も両者を別個にして対象者のために協働すること が適切と述べている。これは司法精神医療のみならず複合的な目標設定を強いられ る現場における二重役割のジレンマを解消する最も簡便かつ優れた方法である。

平田は「鑑定入院医療機関が満たすべき医療水準」において、対象者の処遇を行うにあたり、主治医・看護師・精神保健福祉士・臨床心理技術者等を選任することを推奨している。また、鑑定にあたり多職種チームを結成することはエキスパートコンセンサスとして確立している。

また、主治医その他鑑定入院医療機関の職員と協働するためには、鑑定医も鑑定 入院医療機関に所属する医師であることが望ましい。両者の連携が不十分になれば 鑑定結果の精確性が損なわれるおそれがあるため、鑑定入院医療機関に所属してい ない医師が鑑定医となる際には特段の配慮が必要である。

人員上の都合等により、やむを得ず対象者の主治医が鑑定医を兼任する場合には、 鑑定のための業務と主治医としての診療業務との区別や重複について十分な配慮 が必要であることに鑑みて、主治医は必要により副主治医や鑑定助手をおくことを 検討するべきである。

(3) 多職種チーム会議

多職種チームを結成する以上、チームのメンバーが意見交換する場を設けること は必要不可欠である。この場を一般に多職種チーム会議と称する。

多職種チーム会議のあり方についてはコンセンサスが確立していないところも 多く、実際には各鑑定入院医療機関の実情に応じて適切な実施方法を確立する必要 があろう。

多職種チーム会議の開催頻度に関してエキスパートの意見は一致していない。それでも、最低限、鑑定医が決定した時点、および鑑定書提出に際して各一回ずつは会議を開催するべきであろう。また、鑑定入院の受け容れが決定した時点で多職種チームの結成に当たり鑑定医なしでも多職種チーム会議を開催すること、鑑定書の提出後においても対象者の病状や今後の診療方針に関して意見交換するために多職種チーム会議を行うことが望ましいと考えられる。

鑑定入院期間は 2~3 ヶ月に限定されており、多職種チームの全メンバーが一堂に会することが困難であることも予想される。その際には、日頃より円滑な情報交換を行いながら診療に従事することが肝要である。

多職種チームの招集やスケジュール調整、司会進行の役目を誰が果たすかは、あらかじめ決定しておいた方が良い。この役目は医師以外の職種が担う方がスムーズかもしれない。

(4) 多職種チームのメンバー

鑑定医、対象者の主治医、担当看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者は、各々多職種チームの一員として名を連ねることについてエキスパートコンセンサスが成立している。

他方、薬剤師や栄養士が多職種チームに参入すべきか否かについてはコンセンサ

スがない。事例の性質によってはチームに加えることも検討すべきかもしれない。 また、上記の職種のうち、作業療法士及び精神保健福祉士については、鑑定書の 作成に直接参与するか否かについてはエキスパートコンセンサスが成立していな い。これらの職種が鑑定書の執筆に直接関与しないとしても、収集した情報が多職 種チームの中で共有されることを通じて、鑑定結果に反映されるべきであろう。

(5) 鑑定医

鑑定医は、裁判所から指名されて対象者の鑑定を行う学識経験者である。従って、 鑑定書を作成することの責任は鑑定医に帰属するものである。ただし、前述したように、対象者の鑑定作業を鑑定医単独で担う必要はなく、またそうすべきでもない。 鑑定医は自ら対象者と面接し精神医学的所見を得るほかに、主治医、看護師、作業 療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等と連携し、意見交換を行いながら対象 者に対する理解を深めていくことが求められる。

鑑定医は鑑定入院においてどのように鑑定作業を進めるかについての舵取りをすることが求められる。鑑定医は、心理検査や各種画像検査を指示するのみならず、対象者の行動観察上のポイントや、対象者との関わり方について指針を示すべきである。例えば、行動制限を緩めて対象者の対人関係技能を評価したり、ある精神疾患を想定して薬物療法の方針を決定したりといった、対象者の処遇に関わる大きな判断を迫られることもある。ただしその際に、実際に対象者の診療に従事しているのは主治医ほか多職種チーム全体であることを忘れてはならない。診療の方針について、鑑定医は主治医と十分に議論した上で決定すべきである。仮に鑑定医と主治医との間で診療方針に関する意見が衝突した場合にどうするかについて、エキスパートは第一選択を示せなかったが、意見の一致を見るまで議論を続けるか、最終的には主治医の方針を優先することを推奨している。

また、鑑定医は、鑑定入院の全期間中、患者本人の回復へのモチベーションを注 意深く評価するようエキスパートは推奨している。

なお、具体的な鑑定作業の進め方や鑑定書の記載方法については厚生労働科学研究による「鑑定ガイドライン」に詳しい。

(6) 主治医

主治医は対象者に対する狭義の医療の責任者である。主治医は鑑定入院期間中一貫して対象者に関わる医師であり、多職種チームのリーダーである。指定入院医療機関においても多職種チームにおけるリーダーシップは主治医が担っている(入院処遇ガイドライン)のと同様、鑑定入院中の対象者の診療内容については、主治医が一義的な責任を持つことになる。このため、緊急時においては主治医又はその代理を務める当直医等が、診療の全権を持つことになる。例えば鑑定医が実施を逡巡している薬物療法や電気けいれん療法であっても、その承諾を待ついとまのない状況で対象者が生命の危機に瀕している場合には、主治医の判断によりこれらを実施

することも許容されるべきである。

鑑定医が対象者の精神状態の評価に重きを置くのに対し、主治医は通常の精神科診療と同様に、対象者の病状の回復と社会復帰を促すことに特化して取り組みを進めるべきである。医学的見地から対象者の社会的予後に良い影響を与える公算が高いと考えられる医療行為の実施について主治医は逡巡するできではない。

(7) 担当看護師

看護師は、多職種チームにおいては異色の存在である。それは、他の職種が通 常患者一名につき一名選任されるのに対して、看護師は入院患者に対して常に複 数名で連携してケアを行うのが通常であるためである。

したがって、多職種チームに参画するのは対象者を担当する看護師一名であったとしても、実際の対象者の処遇にあっては常に複数で対応しており、担当看護師が対象者の看護の全域を担っているわけではない。このため、担当看護師のみでは対象者に対する看護的視点の提供が十分に行えないことがありうる。また、多職種チーム会議の開催においては、担当看護師が勤務の都合上参加できないおそれも他の職種に比べて高い。

これらの問題を回避するためには、担当看護師を中心に看護師間であらかじめ 連携し対象者の情報共有に努めることが必要である。すなわち、担当看護師は単 独で多職種チームに参画しているのではなく、病棟の看護師を代表して参画して いるという意識を持つことが求められる。

なお、対象者ごとに担当看護師を複数名選任するという方法もあるが、そうで あっても前述の視点は欠かせない。

(8) 作業療法士

作業療法士の精神医療に関する役割については先行研究が複数ある。鑑定入院において作業療法士が関与する意義とは、生活管理能力、問題解決能力、対人関係技能などを評価し、支援することである。入院中の対象者の鑑定入院の限られた期間設定では、対象者の社会生活技能を向上させることには限界がある。対象者にいわゆる狭義の作業療法を勧めることは、作業療法士の役割としてはむしろ補助的なものに過ぎないであろう。むしろ、鑑定入院の初期には対象者にあまり介入せずに行動観察に努め、不用意に侵襲しない心理的距離を保ちながら、その生活能力を査定することが重要かもしれない。

とりわけ、休息やリラクゼーションのような、より対象者の心身を休ませる方向に働きかけるような取り組みは、作業療法士以外の職種にはこなしづらいものであろう。

(9) 精神保健福祉士

精神保健福祉士の役割は、一般的には患者の生活をサポートするための福祉的 支援を調整することである。それは鑑定入院においても変わりないのであるが、 鑑定入院という環境では他の精神医療現場と異なる性質が複数あり、それが精神 保健福祉士の多職種チーム内での役割を見えづらくする場合がある。

鑑定入院医療機関の精神保健福祉士の役割とは、対象者の生活のサポートである。すなわち、まずは鑑定入院中の対象者が問題なく生活できるように支援を行うことが求められる。具体的に最も問題になりやすいのは生活費であろう。鑑定入院中の医療費は裁判所から支弁されるが、生活費の支給はない。対象者が生活基盤を持たず支援者もいない場合には、入院生活における日用品の調達にも事欠くことになる。この場合、家族関係調整により対象者の支援体制を改善させるなり、生活保護の申請を援助するなりして対象者の生活基盤を安定させることは重要な業務である。

次に、対象者が鑑定入院を終えて地域社会に戻ることが想定される場合には、その後の対象者の生活がスムーズに進められることを目指して支援を行うことも必要である。この点は通常の入院医療における生活支援と同様であろう。対象者の退院後の生活を鑑定入院中から支援できるのは鑑定入院医療機関の精神保健福祉士のみであることに留意する必要がある。

対象者に関与する精神保健福祉士若しくはそれに準ずる役割を持つ者は、他にも社会復帰調整官と精神保健参与員がいる。前者は対象者の地域生活支援におけるコーディネーターとしての役割を果たしているが、社会復帰調整官は、対象者が処遇決定を受ける前の段階である当初審判においては、生活環境調整を行う権限がない(医療観察法第 101 条)。また、精神保健参与員は全対象者について必ず指定されるものではないが、当初審判においてはほとんどの事例において指定されており、審判に際して社会復帰調整官の作成した生活環境調査報告書を精査し、対象者の処遇に関して意見を述べることとされている。

精神保健福祉士は鑑定に当たり対象者の社会生活状況に関する情報収集を行う。この業務は社会復帰調整官と大きく重複するため、意見交換を重ね相互補完的に業務に当たることも検討するべきであろう。ただ、鑑定入院医療機関の精神保健福祉士にとってみれば、前述のように、今対象者にとって必要な支援が何であるかという視点に立って業務に当たることが肝要である。

(10) 臨床心理技術者

鑑定入院における臨床心理技術者の役割は、対象者に対する心理検査の文脈で語られることがほとんどであり、実際に心理検査が鑑定業務の大半を占めることも事実である。しかし、鑑定入院医療機関における多職種チームの一員として臨床心理技術者を位置づけた場合、心理検査結果の提出のみが業務の全てであると考えるべきではない。

まず、臨床心理技術者は対象者の心理検査をどのように組み立てるかについて、 多職種チーム会議で各職種からの意見を参考に鑑定医と相談すべきである。定式 的な心理検査パッケージの他に個別の対象者にどのような心理検査を行うことでより精緻な鑑定結果を引き出せるかについては、実際に対象者の処遇に関与して初めて明らかになることも多い。そして、臨床心理技術者は心理検査の所見を多職種チーム会議の場で各職種にフィードバックし、その結果を検証すべきである。これにより心理検査結果は単なる結果から対象者の所見へと昇華し、対象者への理解を深めることができるであろう。

次に、臨床心理技術者は、対象者に対する心理療法を担当しても良い。対象者に対する治療の中で心理療法の占める比重はその病状によって異なるので、必ずしも全ての対象者に心理療法を行うべきであるとは言えないが、対象者の多くは心理療法によりその病状を変化させうる。対象者に心理療法を行うに当たっては、多職種チームの中で誰がどのようにどの程度の時間と労力をかけて対象者に携わるかについてあらかじめ方針を決めておく必要があるところ、その方針の原案は臨床心理技術者によって提供されることが望ましい。

(11) その他の職種

前述のように、鑑定入院医療機関の医療者には他にも薬剤師や栄養士といった専門職が存在するが、それらが多職種チームの一員として協働すべきか否かについてはエキスパートコンセンサスがない。個別の対象者について、必要な専門性を抽出し、適宜協力を仰ぐのが現実的であろう。

8. 鑑定入院の経過

(1) 鑑定入院開始前

対象者が鑑定入院医療機関に移送されてくることにより、鑑定入院が開始される。 しかし、現実的にはその以前の段階から、既に鑑定入院業務の準備を整えておくこ とが望ましい。

実際には、ほとんどの事例において、鑑定入院の開始に先立ち検察庁等から鑑定 入院医療機関に対して受け容れの打診がある。この段階で、鑑定入院医療機関にお いては、対象者を処遇する多職種チームを結成するとともに、鑑定入院医療機関に 所属する医師を鑑定医の候補として推薦しておくと良い。

鑑定入院開始前に対象者の個人情報を入手することには限界があるが、実際には 円滑な処遇を行うためにある程度の情報提供を受けることが必要である。鑑定入院 の受け容れにあたり必要と考えられる情報について、エキスパートは第一選択を有 さないが、対象者の行った他害行為のカテゴリーへの関心を示した。例えば対象行 為が性犯罪の場合には、多職種チームの性別構成に配慮する等の方策が必要となる かもしれない。

(2) 第一期(鑑定医が指定されるまでの期間:通常鑑定入院後 1~2 週以内) 本稿では鑑定入院が開始されてから鑑定医が指定されるまでの期間を第一期と 称する。この期間においては、鑑定医が決定していないので、狭義の鑑定はまだ 開始できない。従って、対象者についての情報収集と、初期の病状評価、身体合 併症や経済的な問題など緊急に対処すべき課題の確認等が主な業務になる。

患者への面接、バイタルサインのチェックは必ず鑑定入院初日に行うべきである(エキスパートコンセンサス)。

特に、鑑定入院当初における対象者の行動観察は重要である。これがおろそかであると、鑑定医が決定してからの鑑定作業に支障をきたすことになるので、医療者は各々対象者を観察しその行動記録を詳細に残すべきである。評価に当たっては鑑定ガイドライン等で示されている共通評価項目をはじめ病状に応じた適切な客観的評価方法を採用すべきである。

また、鑑定入院が開始されて自らの状況に戸惑っているであろう対象者に対し、 適切な説明を提供し、入院生活をスムーズに開始できるよう支援することも多職 種チームの役割である。

鑑定入院当初に対象者を処遇する病室については特段の規定がないが、実際には精神障害に基づく他害行為を行って間もない状況であることを勘案し、保護室での隔離が行われることが多い。隔離の実施の要否については対象者の病状を見定めて個別に判断するべきである。

また、鑑定入院の開始後、裁判所等から速やかに対象者に関する資料の提供がなされるよう、鑑定入院医療機関は裁判所に働きかけるべきである。

(3) 第二期(鑑定医が指定されてから鑑定書を提出するまでの期間:通常1ヶ月以内)

鑑定医が指定されてから鑑定書を提出するまでの期間を本稿では第二期と定義する。この間はいわば鑑定入院の実質をなすものであり、行うべき業務も数多いが、その期間は合議体により指定され、正味 1 ヶ月程度に留まる。このため、効率的に鑑定作業を進めつつ、対象者の社会復帰支援も行わねばならない。多職種チームのメンバーが各々の専門性を発揮することによりこの課題の解決は容易になる。

鑑定医が決定したら、可及的速やかに多職種チーム会議を開催し、対象者に関する情報共有、これまでの経緯の確認、鑑定の目標と作業工程の設定、各々の役割分担、次回の多職種チーム会議の日程調整等を行うべきである。

鑑定入院中における、対象者の家族との面接、保護観察所の社会復帰調整官との相談、血液検査、知能テスト、人格テスト、脳波、頭部 MRI 検査の実施はエキスパートコンセンサスにおいて第一選択と位置づけられているが、これ以外にも適宜必要な検査、処置、治療、支援を行っていく必要がある。

(4) 第三期(鑑定書を提出してから鑑定入院が終了するまでの期間)

鑑定書が完成し合議体に提出されると、鑑定入院の目的は一応果たされたことになる。しかし、決定が下されるまでの間、対象者は引き続き鑑定入院医療機関

に滞在しているのであって、その間の処遇の責任は鑑定入院医療機関にある。対象者に引き続き必要十分な治療を提供することが求められる。この時の治療は病状の維持のみならずさらなる改善を目指すものであって構わない。

鑑定入院の終了後に対象者がどのような処遇を受けるにせよ、その後の処遇を円滑に進めるよう支援することが対象者の社会的予後を改善させることは言うまでもない。このため、多職種チームは引き続き対象者に関わり、その意向や見通しを傾聴し、適宜励ましを与えるべきである。社会生活技能訓練は有効に継続された場合多くの対象者にとって助けになるであろう。心理療法も効果が見込まれるのであれば継続するべきであるが、鑑定入院の終了時期を考慮したスケジュールを考えるべきである。

ほとんどの事例において対象者は引き続き精神医療を必要とすることになるので、今後対象者の医療を担う医療機関に対して、鑑定入院期間中に得られた情報を提供するための準備を進めるべきである。

なお、稀な事態ではあるが、鑑定結果を報告した後で、対象者の精神科診断を 再考すべき程度に対象者の状態が変化した場合には、合議体に速やかに報告する 必要がある(エキスパートコンセンサス)。

9. その他の論点

(1) 身体合併症の扱い

ほとんどの鑑定入院医療機関にとって、身体合併症の問題は重大である。本来、身体合併症への対処が元来の精神医療より優先されるべき事態にあっては、患者を身体科治療の可能な医療機関に移送するべきであり、実際に危急の際にはそのように対応して構わないこととされている。しかし、移送は鑑定入院医療機関の責任で行わねばならず、移送先の医療機関との交渉も難航するおそれがある。対象者の身柄を移送する際に、時間的余裕がある場合には、あらかじめ裁判所に申告しておくべきである。いずれにせよ、対象者の生命を守ることは鑑定入院以前に医療の本質的役割であり、これはその他のあらゆる目的に優先する。

なお、転院が長期に渡る場合には、合議体が鑑定入院の執行停止を決定する場合がある。

(2) 無断退去

鑑定入院中の対象者が無断で鑑定入院医療機関から退去した場合については、鑑定入院医療機関の職員は、直ちに裁判所、所轄の警察署に報告し、可能な範囲で対象者の捜索を行うべきである。その際、対象者を発見した場合は、対象者に鑑定入院医療機関に戻るよう促すとともに、直ちに裁判所、所轄の警察署に改めて報告することが求められる。なお、法律的には鑑定入院医療機関の職員に対象者を強制的に連れ戻す権限はない。

(3) 外出泊

鑑定入院とは裁判官による有期の在院命令であり、この間、対象者が外出泊することは想定されていない。厚労省通知においても、対象者を外出泊させる必要はない旨記載されている。一般の精神科入院医療においては、患者を外出泊させることを通じて、その生活能力等を評価することがしばしば行われるが、鑑定入院においてはそこまでの評価は求められていないということであろう。なお、親族の死去等、何らかの事情により対象者を外出泊させる必要が生じた場合には、裁判所に相談したうえで慎重にこれを行うことが推奨されている。行政手続等の理由による外出泊に関しては、社会復帰調整官や付添人に援助を依頼することも検討すべきであろう。

(4) 医療費の取扱

鑑定入院における医療費は、原則として全額裁判所が支弁することとなっている(最高裁判所規則)。このため基本的には対象者に自己負担は存在しないのであるが、いわゆる生活費においてはこの限りでない。入院中に必要となる生活費の取扱については、あらかじめ鑑定入院医療機関において統一的な運用規定を設けておくことが望ましい。なお、対象者に関する実費徴収・預かり金については平成17年9月1日保医発第0901002号に準ずる。

対象者が元来生活に困窮している等、鑑定入院期間中における日常生活を行う にあたり経済的問題が大きいと考えられる際には、対象者が速やかに生活保護を 受給できるよう、鑑定入院医療機関側が援助を行うことも検討するべきである。

(5) 付添人

付添人とは、主に当初審判において対象者の人権を守る役割を果たす弁護士である。鑑定入院医療機関は、対象者の社会復帰を促進するという医療観察法の最終目標に沿った診療を心がけるとともに、その理念を対象者のみならず付添人からも理解させるよう努めねばならない。対象者や付添人から鑑定入院中の処遇改善等に関する申し入れがあった場合には、適切な対応を行う必要がある。また、対象者の付添人から対象者の病状その他について情報提供を求められた場合には、可能な限りこれに応じるべきである。

(6) 詐病が疑われる場合

稀な事態であると思われるが、精神障害者でない者が医療観察法の申立てを受けて鑑定入院する可能性もある。この場合、看過すれば対象者の社会復帰の促進という医療観察法の目的自体が大きく揺らぐことになりかねないので、鑑定入院医療機関はこのような事例を見逃してはならない。

詐病が少しでも疑われた場合、速やかに多職種チーム会議を行い、また必要に応じて社会復帰調整官や付添人も交えて情報交換し、その真偽を確かめるべきである。 詐病とは言わぬまでも他害行為時に完全責任能力があった疑いがもたれる事例に おいては、鑑定医から合議体に対してその旨を伝え、責任能力の判断を鑑定事項に 追加してもらうべきである。

10. 鑑定入院の今後のフィードバック

これまで述べてきたように、鑑定入院は通常の精神医療と若干性質を異にするものの、患者の病状改善と社会復帰支援という医療の目的から大きく外れるものではない。ただし、鑑定入院では合議体をはじめ社会復帰調整官や付添人等、普段はあまり関わらない第三者が入院医療に関与することから、その医療機関や診療内容のあり方に関する問題が露呈することもある。その際、その問題が鑑定入院という特殊な形態の医療に帰属するものに過ぎないのか、医療機関若しくは一般的な診療形態そのものに問題があるのか、よく吟味する必要がある。けだし、鑑定入院を円滑かつ適切に遂行することにより、一般の精神医療の質の向上が図られることになるのである。

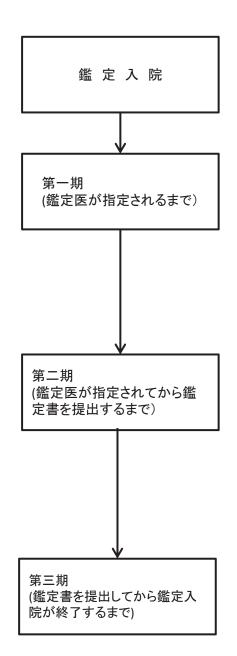
※備考

本稿における全てのデータは平成 23 年 3 月時点でのものである。本稿は現時点での鑑定入院に関する論点を総括したうえで策定されたものであり、近い将来に新たな知見が得られた場合には本稿の全部又は一部が改正される可能性がある。

参考文献

- 1) 村上優ほか:「心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)鑑定ガイドライン. 厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業) 「解法行為を行った精神障害者の精神医学的評価、治療、社会復帰等に関する研究」(主任研究者:松下正明) 平成15年度総括報告書
- 2) 厚生労働省:医療観察法に基づく鑑定入院医療機関の推薦依頼について(平成17年3月24日障精発第0324001号)
- 3) 司法精神医療等人材養成研修企画委員会:医療観察法鑑定入院における治療・処遇等 ガイドライン
- 4) 平田豊明ほか:鑑定入院における医療的観察に関する研究. 厚生労働科学研究費(こころの健康科学研究事業)「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」(主任研究者:中島豊爾)平成18~20年度総括・分担研究報告書
- 5) 五十嵐禎人ほか:鑑定業務の教育研修に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(精神障害分野))「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」(研究代表者:五十嵐禎人)平成20~22年度総括・分担研究報告書
- 6) 小高晃:鑑定入院と地域精神保健福祉活動.病院・地域精神医学 50(2)132-133,2008
- 7) 吉岡隆一:鑑定入院の現状と課題 臨床精神医学 38(5)551-556,2009

医療観察法鑑定入院の流れ



多職種チームを組織 各職種で対象者情報の確認

入院前準備

(対象者が鑑定入院医療機関に移送されてくることにより、 鑑定入院が開始されるが、その前から、鑑定入院業務の 準備を整えておくことが望ましい。)

通常鑑定入院後1~2週以内

対象者についての情報収集

初期の病状評価

身体合併症や経済的な問題など緊急に対処すべき課題の確認 鑑定入院当初における対象者の行動観察 共通評価項目をはじめ病状に応じた適切な客観的評価 対象者に対し、適切な説明を提供

※患者への面接、バイタルサインのチェックは 必ず鑑定入院初日に行うべきである。

通常鑑定入院後1ヶ月以内

多職種チーム会議の開催

対象者に関する情報共有

(これまでの経緯の確認、

鑑定の目標と作業工程の設定、

各々の役割分担の確認)

対象者の家族との面接、生活環境などに関する情報収集 保護観察所の社会復帰調整官との相談

必要な検査、処置、治療、支援

(血液検査、知能テスト、人格テスト、脳波、

頭部MRI検査の実施)

対象者への積極的な休息やリラクゼーション行動観察および、日常の活動を通じた情報収集

打動観祭のよび、ロネの活動を通じた情報収集 鑑定入院期間中に得られた情報を提供するための準備

社会資源についての情報収集、家族への対応

社会生活技能訓練

心理療法

(積極的に参加の希望を示し、疾病教育や、 集団療法、および認知行動療法的介入が可能で ある場合、対象者の同意を得たうえで実施)

積極的な休息やリラクゼーション

障精発第 0324001 号 平成17年3月24日

各 都道府県 各 精神保健福祉主管部(局)長 殿

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部精神保健福祉課長

医療観察法に基づく鑑定入院医療機関の推薦依頼について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)第34条第1項若しくは第60条第1項の命令を受けた者又は第37条第5項若しくは第62条第2項の決定を受けた者の入院(以下「鑑定入院」という。)を受け入れる医療機関(以下「鑑定入院医療機関」という。)については、先の担当者会議等でも説明しているとおり鑑定その他医療的観察を実施するために対象者を入院させるための医療機関として、人口100万人当たり2~3カ所は確保する必要があります。

具体的な推薦手続としては、別紙「作業手順」のとおり各都道府県からの関係団体への協力要請などを行い、別添を参考に、対象となる医療機関の同意を得たうえで4月28日までに下記により推薦願います。

なお、今回推薦される医療機関のほか、各都道府県の人口に応じて引き続き鑑定入院医療機関を確保する必要があり、本年6月を目途に鑑定入院医療機関の追加推薦をお願いする予定ですので、予め御了知願います。

指定都市が所在する都道府県にあっては、都道府県及び指定都市の双方の連携・協力により作業を行い、当該都道府県が取りまとめのうえ提出願います。

さらに、鑑定入院中に採りうる、上記命令及び決定を受けた者(以下「鑑定入院中の対象者」という。)に対する行動制限などについては、法務省と厚生労働省との協議の結果、(見京状)(以下、)に対する行動制限などについては、法務省と厚生労働省との協議の結果、(見京状)(以下、)に対する。

(最高裁判所とも協議済み)別添2のとおりであるので参考とされたい(上記の趣旨の明確化等については、追って法務省と厚生労働省とで整理・調整し、最高裁判所と協議する予定)。

また、鑑定入院に要した費用の請求と支払い及び鑑定入院中の対象者が入院決定を受けた場合の取扱いについては、最高裁判所と厚生労働省との協議の結果、別添3のとおりであるので、参考にされたい。

記

- 1. 提出様式 様式1
- 2. 提出期限 平成17年4月28日
- 3. 提出方法 電子メールにより提出願います。

なお、様式1については、事務担当者あて別途メール送信いたします。

(提出先及び照会先)

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

医療観察法医療体制整備推進室

藤原、岡井

TEL:03-5253-1111 (内線3096)

FAX: 03-3593-2008

電子メールアドレス: kansatsuhou@mhlw.go.jp

推薦の考え方

- 本法の円滑な施行のため、各都道府県単位で最低2カ所の医療機関を推薦
- 精神病床を有する都道府県立病院から推薦
- 都道府県立病院で必要推薦数に満たない場合には、設置主体にかかわらず看護師配置 3:1以上かつ精神保健指定医を配置している病棟を有する医療機関から推薦

〇 鑑定入院中の行動制限について

鑑定入院は、検察官(又は保護観察所の長)による申立てを受けた対象者について、「鑑定その他医療的観察」を行うためのものであることから、個々の対象者について、鑑定を命ぜられた医師や鑑定入院医療機関の医師の判断により、このような「鑑定その他医療的観察」のために必要と考えられる行動制限については、仮に当該対象者の同意がない場合であってもこれを行うことができる。

具体的には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)による入院患者に対する行動制限と同様の行動制限であれば、これを行うことができる。

〇 鑑定入院中に提供する医療行為について

鑑定入院は、検察官(又は保護観察所の長)による申立てを受けた対象者について、「鑑定その他医療的観察」を行うためのものであるので、個々の対象者について、鑑定を命ぜられた医師や鑑定入院医療機関の医師の判断により、このような「鑑定その他医療的観察」のために必要と考えられる医療については、仮に当該対象者の同意がない場合であってもこれを行うことができ、また、鑑定入院中の対象者に対してその同意を得て行う医療については、それが「鑑定その他医療的観察」という鑑定入院の目的に反するものでない限り、これを行うことができる。

実際には、鑑定を命ぜられた医師や鑑定入院医療機関の医師の判断により、通常の精神 医療を提供するのであれば、問題は生じない。

○ 鑑定入院中に転院等の必要性が生じた場合の取扱いについて

鑑定若しくは医療的観察を行う上での必要性又は合併症の治療等の医療上の必要性があれば、鑑定入院医療機関は、その判断により鑑定入院中の者を医学的管理の下で外出をさせることができる。また、上記のような必要性から転院させる必要があれば、地方裁判所に事前(緊急を要し、裁判所の決定を待ついとまがないと判断される場合であれば事後)に申し出て決定を得ることにより、転院をさせることもできる。

また、鑑定入院先の医療施設の指定を変更する決定(最高裁規則 51 条 3 項)を得て転院させた場合には、転院先の医療施設は、入院に要した費用及び精神障害の治療に要した費用を裁判所に請求することができる。また、鑑定入院医療機関に入院したまま、上記のような必要性から、外出扱いで他の医療機関において鑑定その他医療的観察のために必要と認められる医療が行われた場合にあっては、その精神障害の治療に要した費用は、鑑定入院医療機関が裁判所に請求し、それを鑑定入院医療機関から当該他の医療機関に支払う

ことができる。

○ 鑑定入院中に処遇改善の求めや外出・外泊の求めがあった場合について

鑑定入院中の対象者は医療観察法第40条第1項又は第42条の決定があるまでの間鑑定入院医療機関に在院しなければならない一方、医療観察法には、鑑定入院中の対象者について、鑑定入院中に外出・外泊を鑑定入院医療機関に対して求める権利を認める規定が置かれていないことから、鑑定入院中の対象者は外出・外泊を法的権利として求めることはできない。したがって、鑑定入院医療機関が、鑑定入院中の対象者から処遇改善の求めや外出・外泊の求めを受けたとしても、これに応ずべき法的義務はない。

なお、鑑定入院中の対象者は医療観察法第72条及び第73条に基づき裁判所に対して 鑑定入院命令等に対する不服を申し立てることができることから、個別具体的な事案にお いて、当該不服申立ての取扱いに疑義が生じた場合には、鑑定入院命令を行った地方裁判 所に相談されたい。

○ 鑑定入院中の者が無断で鑑定入院医療機関から退去した場合について

鑑定入院中の対象者が無断で鑑定入院医療機関から退去するという事態が生ずれば、本 法の円滑かつ確実な施行が妨げられることになるので、まずは、そのような事態が生じな いよう努めることが重要であると考えられるが、万一、鑑定入院中の者が無断で鑑定入院 医療機関から退去した場合については、直ちに裁判所に報告願いたい。また、精神保健福 祉法の措置入院等における無断退去の場合の対処に準じ、所轄の警察署にも一報願いたい。

また、鑑定入院医療機関の敷地内や周辺で無断退去した鑑定入院中の者がいることを発見した場合には、当該者を説得する等、鑑定入院医療機関の病棟内に戻るよう努められるよう願いたい。

○ 鑑定を命ぜられた医師が鑑定入院命令の有効期間内に鑑定を終了した場合又は鑑定入 院中の対象者の精神疾患が寛解した場合について

医療観察法上、鑑定入院中の対象者は医療観察法第40条第1項又は第42条の決定(又は第61条第1項若しくは第2項の決定)があるまでの間鑑定入院医療機関に在院しなければならないことが規定されていることから、これらの場合においても鑑定入院を継続することとされたい。

〇 鑑定入院に要した費用の請求と支払いについて

鑑定入院に要した費用については、「裁判所は…医療施設の管理者の請求により、入院に要した費用及び精神障害の治療に要した費用を支払う」(最高裁判所規則第55条第1項)とされ、かつ、「前項の規定により支払うべき費用の額は、裁判所の相当と認めるところによる」(同条第2項)と規定されていることから、鑑定入院に要した費用については、各鑑定入院医療機関から各地方裁判所に直接請求することにより、この規定に基づいて支払いが行われることとなる。

なお、鑑定を命ぜられた医師や鑑定入院医療機関の医師の判断により、「鑑定その他医療的観察」のために必要な医療(合併症の治療など鑑定その他医療的観察を遂行するために必要な医療を含む。)を行った場合において、その費用の請求があれば、裁判所は、その判断を最大限尊重して「相当と認める」額を決めることとなろう。

ちなみに、一般の歯科治療など通常の精神医療とはおよそ関係のない医療を提供した場合については、当該費用請求の対象ではなく、保険診療として取り扱われることとなる。

〇 鑑定入院を受けていた者が入院決定を受け、指定入院医療機関に移送される際の取扱いについて

鑑定入院の期間が切迫しているなどの事情があってやむを得ない場合を除き、決定は月曜日及び金曜日には行わないこととすること、また、月曜日及び金曜日に決定を行う必要が生じた場合にも、地方厚生局の状況を確認するなど、円滑な決定の執行ができるよう十分に調整すること等、鑑定入院医療機関及び厚生労働省が審判手続面での協力を行うに際し重要と考えられる事項につき、最高裁判所から各地方裁判所に周知される予定である。

フェーズ		鑑定入院開始前	第-	一期	第二期	第三	E期
カラム		SEAC / NOUNDALIN	入院当日	鑑定医が指名されるまで	鑑定書が提出されるまで	審判期日まで	-/// 移送まで
,			鑑定入院が滞りなくおこなわ		(約入院4週間後まで) 鑑定入院が滞りなくおこなわ	鑑定入院が滞りなくおこなわ	
アウトカ ム		れる 鑑定入院の手続きが完了す	れる	れる	れる 鑑定書が作成される	れる	れる 退院の手続きが完了する
4							
		入院係との移送の計画が完 了している	安全に病室への搬送が完了 する	安全に入院生活を送ること ができる	鑑定書について検討されて いる	審判外出の手順が決定して いる	移送の手順が決定している
		病棟医長が入院を承諾して いる	鑑定入院の準備が整う	鑑定に必要な検査が行われ る	安全に入院生活を送ること ができる	安全に入院生活を送ること ができる	安全に入院生活を送ること ができる
到達目標			担当医、受持ち看護師が決	鑑定に必要な面接が行われ			
		いる	定している 患者が鑑定入院の概要を知	る 鑑定書の担当が決定してい			
			る	3			
説明情報			医療観察法鑑定入院に際し てのお知らせ				
			精神科病棟からのお知らせ 口社会復帰調整官との面接	□家族面接の予定について			
予約			調整 口付添人との面接調整	検討			
			生化				
	検体・細菌・外注		血液·凝固線溶 免疫·血液検査				
			尿・髄液・(便) 腫瘍・内分泌				
			□BADS	□BADS	□BADS		
			□Beck □BPRS	□Beck □BPRS	□Beck □BPRS		
			□CGI-C □CGI-S	□CGI-C □CGI-S	□CGI-C □CGI-S		
			□DAI-10 □DIEPSS	□DAI-10 □DIEPSS	□DAI-10 □DIEPSS		
			□GAF □HTPP	□GAF □HTPP	□GAF □HTPP		
	心理検査		□TEG □MADRS	□TEG □MADRS	□TEG □MADRS		
- **	D-TIVE		□ミネソタ多面人格目録	□ミネソタ多面人格目録	□ミネソタ多面人格目録		
検査			□PANSS □P-Fスタディ	□PANSS □P-Fスタディ	□PANSS □P-Fスタディ		
			□R-T □SCT	□R-T □SCT	□R-T □SCT		
			□WAIS-Ⅲ □YMRS	□WAIS-Ⅲ □YMRS	□WAIS-Ⅲ □YMRS		
			□その他の検査 □検査なし	□その他の検査 □検査なし	□その他の検査 □検査なし		
			□СТ	□CT	□CT		
			□EEG □MRI	□EEG □MRI	□EEG □MRI		
	/ 4		□心電図 □SPECT	□心電図 □SPECT	□心電図 □SPECT		
	画像		□その他の検査 □検査なし	□その他の検査 □検査なし	□その他の検査 □検査なし		
			検査時は精神科スタッフ3名	口快量など	口快量など		
			同伴を確認 向精神薬検討	向精神病薬検討	向精神病薬検討 	向精神病薬検討 	向精神病薬検討
	処方		口あり 口なし	□維続 □変更	□維続 □変更	□維続 □変更	□維続 □変更
薬剤				口中止	口中止	口中止	口中止
	注射		持続性薬剤は原則禁止を確 認				
手術			電気けいれん療法は原則禁 止を確認				
				処遇検討	処遇検討 □週間オーダー	処遇検討 □週間オーダー	処遇検討
処置			隔離 口あり 口なし	口週間オーダー 隔離 口あり 口なし	隔離 口あり 口なし	隔離 口あり 口なし	口週間オーダー 隔離 口あり 口なし
食事			拘束 口あり 口なし 米飯普通菜	拘束 口あり 口なし 米飯普通菜	拘束 □あり □なし 米飯普通菜	拘束 □あり □なし 米飯普通菜	拘束 口あり 口なし 米飯普通菜
			14:00 バイタルサインセット2 □良眠	14:00 バイタルサインセット2 □良眠	14:00 バイタルサインセット2 □良眠	14:00 バイタルサインセット2 □良眠	14:00 バイタルサインセット2 口良眠
			□05:00 入眠困難 □05:00 中途覚醒	□05:00 入眠困難 □05:00 中途賞醒	□05:00 入眠困難 □05:00 中途覚醒	□05:00 入眠困難 □05:00 中途管醒	□05:00 入眠困難 □05:00 中途覚醒
	測定·観察		□05:00 早朝覚醒 □05:00 不眠	□05:00 早朝覚醒 □05:00 不眠	□05:00 早朝覚醒 □05:00 不眠	□05:00 早朝覚醒 □05:00 不眠	□05:00 早朝覚醒 □05:00 不眠
			06:00 便回数 06:00 尿回数	06:00 便回数	06:00 便回数	06:00 便回数	06:00 便回数
			09:00 体温、脈拍	06:00 尿回数 09:00 体温、脈拍	06:00 尿回数 09:00 体温、脈拍	06:00 尿回数 09:00 体温、脈拍	06:00 尿回数 09:00 体温、脈拍
			09:00 服薬確認 12:00 服薬確認	09:00 服薬確認 12:00 服薬確認	09:00 服薬確認 12:00 服薬確認	09:00 服薬確認 12:00 服薬確認	09:00 服薬確認 12:00 服薬確認
			18:00 服薬確認 21:00 服薬確認	18:00 服薬確認 21:00 服薬確認	18:00 服薬確認 21:00 服薬確認	18:00 服薬確認 21:00 服薬確認	18:00 服薬確認 21:00 服薬確認
			22:00 巡回00:00	22:00 巡回00:00	22:00 巡回00:00	22:00 巡回00:00	22:00 巡回00:00
			巡回02:00 巡回04:00	巡回02:00 巡回04:00	巡回02:00 巡回04:00	巡回02:00 巡回04:00	巡回02:00 巡回04:00
			巡回 □05:00 幻覚	巡回 □05:00 幻覚	巡回 □05:00 幻覚	巡回 □05:00 幻覚	巡回 □05:00 幻覚
看護			□05:00 安想 □05:00 自傷行為	□05:00 安想 □05:00 自傷行為	□05:00 安想 □05:00 自傷行為	□05:00 玄規 □05:00 妄想 □05:00 自傷行為	□05:00 安想 □05:00 自傷行為
			□05:00 多飲水	□05:00 多飲水	□05:00 多飲水	□05:00 多飲水	□05:00 多飲水
			□14:00 幻覚 □14:00 妄想	□14:00 幻覚 □14:00 妄想	□14:00 幻覚 □14:00 妄想	□14:00 幻覚 □14:00 妄想	□14:00 幻覚 □14:00 妄想
			□14:00 自傷行為 □14:00 多飲水	□14:00 自傷行為 □14:00 多飲水	□14:00 自傷行為 □14:00 多飲水	□14:00 自傷行為 □14:00 多飲水	□14:00 自傷行為 □14:00 多飲水
			□22:00 幻覚 □22:00 妄想	□22:00 幻覚 □22:00 妄想	□22:00 幻覚 □22:00 妄想	□22:00 幻覚 □22:00 妄想	□22:00 幻覚 □22:00 妄想
			□22:00 自傷行為 □22:00 多飲水	□22:00 自傷行為 □22:00 多飲水	□22:00 自傷行為 □22:00 多飲水	□22:00 自傷行為 □22:00 多飲水	□22:00 自傷行為 □22:00 多飲水
						□暴力リスクアセスメント入	□暴力リスクアセスメント入
			カ(BVC) カプロシン	カ(BVC) カプロシン	カ(BVC) カプロシン	カ(BVC) カプロシン	カ(BVC) カプロシン
	ケア		□あり	□あり	□あり	□あり	□あり
			弾性ストッキング 口あり	弾性ストッキング 口あり	弾性ストッキング 口あり	弾性ストッキング 口あり	弾性ストッキング 口あり
			セルフケア援助 口あり	セルフケア援助 口あり	セルフケア援助 口あり	セルフケア援助 口あり	セルフケア援助 口あり
		◆カルテ作成	□\$ú		ロなし		ロなし
		◆エンボスカード作成	1 哈孙族弘而事 / 坐坐 / *******************************				
	診療文書		入院診療計画書(栄養管理 計画書有)				
			褥瘡診療計画書 転倒転落アセスメント				
			SGA評価表 第1回多職種会議	第2回多職種会議	第3回多職種会議		
その他			a、「ロン物性本域	第2回多職性会議 □あり □なし	第3回多職性会議 口あり 口なし		
3 1000			入院処理	00		審判日外出入力 口あり	退院処理
入退院						口なし	
コメント			入金 口あり			審判外出時の衣服・靴の準 備	
			口なし				

ひがし棟4階 精神神経科病棟からのお知らせ

鑑定入院をされた	さんへ
----------	-----

こちらは、千葉大学医学部附属病院ひがし棟4階で、わたしたちは病棟の 看護師です。

鑑定入院とは、社会復帰を促進する為に、今後医療を受ける必要があるか どうかを鑑定する為の入院です。

そのため、医師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士などにより、鑑定 及び医療的観察を行います。看護師は、主に日常生活上の支援を行いますと 同時に、担当看護師により、生活歴、生育歴などを伺うことがあります。 今後この病棟で生活していただきますので、あなたの日用品や嗜好品など必 要物品、洗濯代等は、お小遣いから購入していただきます。お小遣いは当院 医事課にお預け入れをお願いします。尚、お預け入れに必要な額は、治療に よって変わりますが、オムツを使用される場合や、食べ物をたくさん買うと 高くなりますが、だいたい1万円位です。

1. 日常生活上の過ごし方などについて

衣類 : 基本的に当院の病衣を着用していただきます。

食事 : 8 時・12 時・18 時に配膳いたします。お水も適宜お渡しします。

排泄 :個室の場合は、備え付けトイレをご使用頂きます(この場合、ト

イレの水を流すのは看護師です)。

買い物:外出をお控え頂く場合でも、日用品や嗜好品の購入は、注文によ

り可能です(ご本人の小遣いからお支払いいただきます)。

持ち物:個室の場合、持ち込めるものに制限があることがございます。主

治医にご確認ください。

:個室の場合や、行動制限がある場合でも、病院内の洗濯業者に依 洗濯

頼することができます。

入浴 : 決められた日程で行います。必要に応じて、病棟スタッフが見守

りを行います。

2. 症状の観察や内服など、入院生活全般のお手伝いをさせていただきます。

* その他、分からない点など遠慮なく質問してください。

ひがし棟4階 精神神経科看護師

第1回鑑定入院多職種会議議事録

	平成	年	月	日
	記入者			
1.開催日時:平成 年 月 日 : ~ :				
2 開催場所:				
3.出席者:				
4.議事録 <対象者>				

- 1) 医師より
 - ・現病歴・対象行為の確認
 - ・現処遇・治療内容の確認
 - 2) 看護師より
 - 3) 確認事項
 - ・持続性薬物の使用禁止
 - ・ECT の施行禁止
 - ・検査時3名付き添い
 - 4) 今後の確認事項
- 4. 今後の予定

		1 /3/\(\frac{1}{2}\) 1 \(\frac{1}{2}\) 1 \(\frac{1}2\) 1 \(\
	氏 第2回鑑定入院多職種会議議事録	書記
1.日時:平成_年_月_日(_) _: 2場所:ひがし4階病棟 看護管理室 3.出席者:医師、心理士、 4.議事録 1)共通評価項目について ・医師より報告	~_: 精神保健福祉士、看護師(、、、_	
・臨床心理士より報告		
・看護師より報告		
・精神保健福祉士より報告		
2) 確定診断について		
3)責任能力について		
4)処遇について(入院・通院など)		
5)鑑定書締め切りについて		

6)連絡事項

対象者氏名:	記入日時: 平成 年 月 日
「精神医学的要素」 記入責任者:	「対人関係的要素」 記入責任者:
点数 特記事項	
1. 精神病症状	7. 共感性
1)通常でない思考内容	8. 非社会性
2)幻覚に基づく行動	1)侮辱的なことを言う
3)概念の統合障害	2)観衆を軽蔑する態度
4)精神病的なしぐさ	3)犯罪志向的な態度
5)不適切な疑惑	4)特定の人を害する…
6) 誇大性	5)他者を脅かす
2. 非精神病症状	6)故意に器物を破損…
1)興奮、躁状態、…	7)犯罪に関わる交友関係
2)不安・緊張	8)性的な逸脱行為
3)怒り	9)放火の兆し
4)感情の平板化	9. 対人暴力
5)抑うつ	
6)罪悪感	「環境的要素」 記入責任者:
7)角容解	10. 個人的支援
8)知的障害	11. コミュニティ要因
3. 自殺企図	12・ストレス
,	13. 物質乱用
「個人的要素」 記入責任者:	14. 現実的計画
4. 内省・洞察	1) 退院後の治療プラン
1)何の反省も示さない	2)日中の活動、過ごし…
2)過去の暴力的な行動…	3)住居について確保…
3)病識のなさ	4)生活費などの経済的…
5. 生活能力	5)緊急時の対応に…
1)生活リズム	6)対象者に関わる各…
2)整容と衛生を保てない	7) 退院後のキーパー…
3)金銭管理の問題	8)地域への受け入れ体制
4)家事や料理をしない	
5)安全管理	「治療的要素」 記入責任者:
6)社会資源の利用	15. コンプライアンス
7)コミュニケーション技能	16. 治療効果
8)社会的ひきこもり	17. 治療・ケアの継続性
9)孤立	1)治療同盟
10)活動性のなさ	2)予防
11)生産的活動	3)モニター治療継続…
12)過度の依存性	4)セルフモニタリング…
13)余暇を有効に過ご…	5)緊急時の対応合意…
14)施設に過剰適応する	

0:なし 1:ごく軽度 2:重度 空欄:該当なし、もしくは判断不可

6. 衝動コントロール

1)突然計画を変える
2)待つことができない
3)何か思いついたり…
4)そそのかされたり…

記入日時	年	月	日		
対象者:					
記入者					
The B	roset Vi	olence	Checklis	st(BVC)	
※存在する 新たに出現			より激しい	場合は (1)
普段と同種	-				<u></u>
	混乱	(まとまり	らない、失	:見当)	
					な状態のときに1点と
	易刺湯	性(イラ	ライラ、些	細なことに	反応)
	乱暴な	能度()	ドアを乱暴	に閉める、	声が大きい)
	身体的	力攻撃性	(脅かすよ	うな仕草)	
	<u> </u>	ムナムまたした。	(-11-##. 上·フ	办工。上)	
	言語的	J	(非難する	、脅かす)	
	破壊的	的行為(特	勿にあたる		
ヘコレヒ火			7		
合計点数					
1点でもあれ	ば24時	間以内に	暴力リス	クあり	

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律」(医療観察法) 医療観察法鑑定入院における対象者の診療に関する指針

発 行 平成 23 (2011) 年 9 月 15 日

発行者 厚生労働科学研究費補助金 (障害者対策研究事業)

「医療観察法鑑定入院制度の適正化に関する研究」

連絡先 五十嵐 禎人(研究代表者)

千葉大学社会精神保健教育研究センター

〒260-8670 千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1

TEL: 043-226-2586 FAX: 043-226-2561